社り現在実業務時間八時間以内にして御給を受けてある者は稀にて不幸にして欠勤早退等する場合は一ヶ月百通算にて給與計算をなさいるが如きは実に日給制の美名に隠れて最も苛酷なる搾取をなす立明治日時間給與制と何等異なる處なきものであると信ずる吾等は斯の如き不合理なる制度の下に働きつゝあり立ゝを根本的に改善して吾々の理想的制度を確立しなければならないか目下電業界の内情並に産業的特殊事情を考慮して尚大いに研究の余地あるを以て吾等は我々に最も緊急切実に感ずるものにして現在の日本に於て如何なる産業 如何なる立場 如何なる事務所に於ても必ず実施されつゝある給與時間の給與を望むものである

吾が交通産業に於ける胃腸病は殆ど職業的疾患とも言い得る迄多数に昇っている此は予備給與組合連盟部の統計が最も雄弁に立証して居る 我に最低限度の給與時間四ヶ月を給與せられたし

四、中休時間給與方改正の件

理由

従来の中休時間に対する給與方法は実業務時間六時間に基き中休時間給與を算定して支給し来りたるも此は業務員の最も不足を告げたる時代に制定したるものにして其数多の従業員に取り能率を挙げんとする一策であったのである 然るに今日は業務員の不足を来す事極めて稀なる時代となりつゝあり而中休動務の制なるものは朝夕のコッヒアワーを過ぎする動務にして当局は取締規定に従業員側に依りては最も苦痛とする所である斯の如き動務制に対しては従来の中休時間給與する方法を撤廃して宜しく中休日手当は左の方法に改正せられたし

中休日手当は業務又は中休時間の如何を不問ず二時間を支給し其の手当を業務時間外業と見做すこと

五、豫備給與時間給與の件

従来の予備給與は上動しつゝダを捨て組合せまで五十九分と言ふ場合は予備時間給與一と是ないのである 即ち一時間以上待合時間場合は予備給與を支給する規定なりながら二時間に二分不足にして尚且予備給與を支給せざるは全く不備なる誤解化である 待合せることは当局の車輌運転の都合にて行ふものにして五分の何等責任無知せざる處である

又上遅刻早退の如き最も苛酷に属し教分たりとも容赦なく控除する必要にあり斯の如き制度の弱点を最も露骨に現したるものである

宜しく上は三十分以上待合せる場合は予備給與を支給することを最低とせんと認む故に予備給與は三十分以上あり支給せられたし

例へば四十分待合せる場合は十分を支給せられたし其の場合にも業務の附帯作業と見做すこと

六、昇給規定改正の件

従来電業局車掌運転手信号手の昇給規定は一定の年数に従い逐次昇給の低下を来し、ありたる一般従業員の在職年数に過ぎざる生活程度の向上又は範囲の拡大に随伴せざる不合理なる制度である 直に左の如く改善せられたし

昇給表

四等	進級期間	四ヶ月
三等	同	八ヶ月
二等	同	十八ヶ月
一等	同	二ヶ年
特大級	同	二ヶ年
特五級	同	二ヶ年
特四級	同	二ヶ年
特三級	同	二ヶ年
特二級	同	三ヶ年

右の通り改正されること